

日野市ユニバーサルデザイン推進条例

～自由に行動し、希望をもって生きられるまちづくりのために～

条例案

平成 20 年 8 月

日野市条例第 号

日野市ユニバーサルデザイン推進条例（案）

目次

前文

第1章 総則(第1条―第6条)

第2章 ユニバーサルデザインのまちづくりに関する基本的施策(第7条―第14条)

第3章 一般都市施設の整備(第15条―第18条)

第4章 特定施設の整備(第19条―第27条)

第5章 移動空間のユニバーサルデザイン（第28条）

第6章 雑則(第29条―第30条)

付則

私たちのまち日野には、緑と湧水が豊かな多摩丘陵と台地と二段の崖線、そして北側には多摩川、中央部には浅川が流れ、縦横に用水が走り、田畑が広がり、今もなお農業が営まれている風景を見ることができます。

また、日本を代表する企業の工場、日野の歴史を物語る高幡不動や日野宿等の文化遺産、そして私たちが暮らす水と緑豊かな住環境と商店街が調和し、地域ごとに様々な表情をもたらしています。

首都東京の成長とともに人口は増え続けてきましたが、現在は人口増の地域、人口減の地域両側面を持ちながら、全体として人口は微増しており住宅都市として成熟期を迎えようとしています。

このような特徴をもつ日野市は、「住みやすく、住みつづけられる良好な環境づくり」、「すべての市民がわけへだてなく、お互いの人権を尊重しつつ、地域の中でお互い助け合い、対等な立場で心のかよう環境づくり」、「政策形成への参画や市民意見が行政運営に反映されるしくみづくり」という3つの目標の実現に向け、市民と行政が一体となって参画、連携、協働によるまちづくりを推進しています。

バリアフリー環境整備の取り組みでも「公園探検隊」「道路点検隊」「ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり推進モデル事業（ハードとソフトを組み合わせたユニバーサルデザインの整備）」「交通バリアフリー基本構想の策定」など、市民との協働による様々な活動を展開しています。

しかしながら、今後高齢化が一層進展していく中で、障害者も含めたあらゆる人が社会に参加できる仕組みを構築していくためには、今後さらに、能力、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が可能な限り最大限に使いやすいような生活環境を形成していく必要があります。

日野市では、市民誰もが自らの意思で自由に行動し、余暇文化活動を含めたあらゆる活動に参加し、充実した生活を送ることができる環境づくりを進めます。そのためには、多様な人々の意見を出来るだけ多く取り入れ、相互交流し、継続的、横断的に取り組んでいくことが必要です。

このような継続的な取り組みにより、市民誰もが人生を楽しみながら希望を持って生きられる日野をつくりあげることがめざし、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市、市民及び事業者の参画、連携、協働のもとに、ユニバーサルデザインのまちづくりを促進するために必要な事項を定めることにより、市民誰もが自らの意思で自由に行動し、あらゆる活動に参加し、人生を楽しみながら希望を持って生きられる社会を築くことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

- (1) バリアフリー 障害をもつ方々や高齢者等が社会生活をしていく上で妨げになる障壁を取り除くことをいう
- (2) ユニバーサルデザイン 能力、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が可能な限り最大限に使いやすいように、生活環境をデザインする考え方をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、市内で事業を営む者、市内に土地又は、建築物等施設を所有する者、市内に勤める又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 一般都市施設を所有し、若しくは管理するもの、または新設し、若しくは改修しようとする者及び公共交通事業者をいう。
- (5) 誰も ユニバーサルデザインの定義にある、「能力、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々」をいう。
- (6) 高齢者、障害者等 高齢者で日常生活又は社会生活に心身の機能上の制限を受けるもの、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者その他これらの者に準ずる日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。
- (7) 一般都市施設 病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、共同住宅、車両等(鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供する機器で日野市規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう。以下同じ。)の停車場を構成する施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用する部分を有する施設で規則で定めるものをいう。
- (8) 特定施設 一般都市施設のうち、規則で定める種類及び規模のものをいう。
- (9) 整備基準 一般都市施設をより多様な人々が円滑に利用できるようにするための整備に関し、一般都市施設を所有し、又は管理する者の判断の基準となるべき事項として規則で定める事項をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、市民、事業者の参画・協働により、ユニバーサルデザインのまちづくりを継続的に発展、推進するための施策を講ずるものとする。

- 2 市は、都市・交通計画をはじめ、あらゆる市の計画や事業を、ユニバーサルデザインの観点から検討するものとする。
- 3 市長は、市の職員をはじめ、市民及び事業者のユニバーサルデザインのまちづくりに関する啓発・研修に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らがまちづくりの推進主体としての自覚をもち、ユニバーサルデザインについての理解を深め、相互に協力し、積極的にまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市民は、市がこの条例に基づき実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、地域社会を支える一員としてユニバーサルデザインについての理解を深め、積極的にまちづくりの推進に努めるものとする。

2 事業者は、利用者・就労者の視点に立ち、ユニバーサルデザインに配慮して事業を実施するものとする。

3 事業者は、事業に係わる者のユニバーサルデザインのまちづくりに関する啓発・研修に努めるものとする。

4 事業者は、市がこの条例に基づき実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市、事業者及び市民の協力及び連携)

第6条 市、市民、事業者は、相互に協力、連携し、一体となってユニバーサルデザインのまちづくりを推進しなければならない。

2 市長は、市内の横断的な連携、市・市民・事業者間の連携を促進し、総合的かつ計画的にユニバーサルデザインのまちづくりを推進しなければならない。

第2章 ユニバーサルデザインのまちづくりに関する基本的施策

(ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会)

第7条 市のユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を、総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

(1) 推進計画に関すること。

(2) 第9条に規定する評価・点検に関すること。

(3) 第11条に規定する白書に関すること。

(4) 第15条に規定する整備基準に関すること。

(5) 多様な人々の交流や研修、情報提供のしくみに関すること。

(6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条第1項に規定する基本構想に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、ユニバーサルデザインのまちづくりに関わる基本的な事項

3 協議会の委員の数は、規則で定める。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(推進計画の策定)

第8条 市長は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本となる計画（以下「推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) ユニバーサルデザインのまちづくりに関する目標

(2) ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する重要事項

3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び関係団体の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ第27条に規定する協議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更についても準用する。

(施策の評価・点検及び市民等の意見の反映)

第9条 市長は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するために、市の計画・事業（施策）について段階的かつ継続的に評価・点検を行い、当該評価・点検の結果を、政策に反映させなければならない。

2 市長は、前項の評価・点検を行うに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、ユニバーサルデザインに関する市民の施設整備・改善要望の収集に努めなければならない。

4 前項の市民要望の収集に当たっては、その方法等について、市民が容易に意見を述べやすいよう配慮しなければならない。

5 市長は、前項で収集した市民要望を反映した改善策を講ずるものとする。

(市民参画の機会の確保)

第10条 市長は、多様な人々が、施設整備計画の内容や整備済みの施設の使いやすさの評価と改善の検討に参画する機会を設けるよう努めるものとする。

2 市長は、前項の機会を設けた場合は、その機会について、十分な周知活動を行うよう努めるものとする。

3 市長は、ユニバーサルデザインに係る意識を啓発し、すべての人が互いに理解を深めるため、交流の促進について必要な支援に努めるものとする。

(白書)

第11条 市長は、本条例に規定する建築物等施設の整備状況や市民参画による継続的な発展のしくみの運用成果を把握するとともに、上位計画や制度等の見直し、整備手法の開発、優良事例の普及、職員・市民の研修・啓発等に役立てるため、必要事項を備えた白書を定期的に作成しなければならない。

2 市長は、前項の白書を作成するに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、前項の白書作成に必要な事項の調査のほか、調査結果のとりまとめを行い、上位計画や整備基準等の見直し、情報提供等するための組織を置く。

(情報提供)

- 第12条 市及び事業者は、一般都市施設の円滑な利用や施設までの移動を確保するために、必要な情報及びサービスの提供に努めるものとする。
- 2 前項に規定する情報の提供に当たっては、一般都市施設を利用するものが、容易に理解できるよう配慮するとともに、その情報の適切な管理に努めるものとする。
- 3 市、市民及び事業者は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、相互に情報を提供し合い、情報の共有に努めるものとする。
- 4 市、市民及び事業者は、白書を作成するために必要な情報の提供に努めなければならない。
- 5 市長は、市民、事業者又は団体が行う先導的・模範的な取組みが、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に資すると認めるときは、その成果の普及に努めなければならない。

(表彰)

- 第13条 市長は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関して、著しい功績のあった者に対して、表彰を行うことができる。

(支援)

- 第14条 市長は、市民又は事業者がユニバーサルデザインのまちづくりに関する活動を自発的に行うこととなるよう誘導するため、必要な支援に努めるものとする。

第3章 一般都市施設の整備

(整備基準の策定)

- 第15条 市長は、一般都市施設の整備について、事業者の判断の基準となるべき事項（以下「整備基準」という。）を策定しなければならない。
- 2 整備基準は、次に掲げる事項について、一般都市施設の種類及び規模に応じて定めるものとする。
 - (1) 出入口の構造に関する事項
 - (2) 廊下及び階段の構造並びにエレベーターの設置に関する事項
 - (3) 車いすで利用できる便所及び駐車場に関する事項
 - (4) 案内標示及び視覚障害者誘導用ブロックの設置に関する事項
 - (5) 歩道及び公園の園路の構造に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の円滑な利用に必要な基幹的事項
- 3 市長は、整備基準を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、整備基準の変更についても準用する。

(整備基準への適合努力義務)

第16条 一般都市施設を所有し、又は管理する者（以下「施設所有者等」という。）は、当該一般都市施設を整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

(整備基準適合証の交付)

第17条 施設所有者等は、一般都市施設を整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、市長に対し、整備基準に適合していることを証する証票（以下「整備基準適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の請求があった場合において、当該一般都市施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該施設所有者等に対し、整備基準適合証を交付するものとする。

(市の施設の先導的整備等)

第18条 市は、自ら新設・改修する一般都市施設を、整備基準に適合するのみならず、より使いやすい施設となるよう市民意見を取り入れながら、率先して他の模範となるような整備に努めるものとする。

2 市長は、国及び東京都その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）に対し、これらが設置する一般都市施設の整備基準等への適合に率先して努めるよう要請するものとする。

第4章 特定施設の整備

(事前協議)

第19条 特定施設の新設又は改修（建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更（用途を変更して特定施設にする場合に限る。）をいう。以下同じ。）をしようとする者（以下「特定整備主」という。）は、第15条第2項各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、あらかじめ、その計画について市長に協議しなければならない。

2 前項の規定する協議をした者は、当該協議の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をするときは、当該変更をする事項について、規則で定めるところにより、当該事項に係る部分の当該変更後の内容の工事を着手する前に市長に協議しなければならない。

(指導及び助言)

第20条 市長は、前条に規定する事前協議があった場合において、当該事前協議に係る特定施設（工事中のものを含む。以下同じ。）が整備基準等に適合しないと認めたときは、当該事前協議をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(工事完了届)

第21条 第19条に規定する事前協議をした者は、当該事前協議に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長に届け出なければならない。

(特定施設に対する検査)

第22条 市長は、前条に規定する届出のあった特定施設が、整備基準等に適合されているかどうかについて、市長の指定する職員に検査をさせるものとする。

2 前項の規定により、検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する検査をした場合において、当該検査に係る特定施設が整備基準等に適合していると認めたときは、検査済証を交付するものとする。

(既存特定施設の状況の把握等)

第23条 この章の規定の施行の際現に存する特定施設（以下「既存特定施設」という。）を所有し、又は管理している者（以下「既存特定施設所有者等」という。）は、当該既存特定施設を整備基準に適合させるための措置の状況の把握に努めなければならない。

2 市長は、第20条に定めるもののほか、既存特定施設所有者等に対し、既存特定施設について前項に規定する措置の適確な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、当該既存特定施設の整備基準への適合状況を勘案し、必要な措置を講ずるよう指導及び助言をすることができる。

(報告の徴収)

第24条 市長は、特定整備主又は特定施設を所有し、若しくは管理する者（以下「特定整備主等」という。）に対し、規則に定めることにより、第20条及び前条第2項の規定の施行に必要な限度において、当該特定施設の整備基準への適合状況について、報告を求めることができる。

(勧告)

第25条 市長は、第19条の規定による事前協議を行わずに同条に規定する工事に着手した者に対して、当該事前協議を行うべきことを勧告することができる。

2 市長は、特定整備主等の特定施設の新設又は改修に伴って講ずる措置が、正当な理由なく、整備基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定整備主等に対し、整備基準を勘案して必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(公表)

第26条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の公表をしようとする場合は、前条の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

(特定施設に関する調査)

第27条 市長は、第20条、第23条第2項、第25条及び前条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定整備主等の同意を得て、特定施設に立ち入り、整備基準への適合状況について調査させることができる。

- 2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、特定整備主等その他の関係人に提示しなければならない。

第5章 移動空間のユニバーサルデザイン

(安全・安心でわかりやすい移動空間の連続確保)

第28条 事業者は、一般都市施設を利用する者の安全で安心な移動を確保することができるよう、他の事業者と連携し、適切かつ一体的な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、一般都市施設を利用する者の移動を支援することができるよう、他の事業者と連携し、誰もがわかりやすい案内表示を設置するよう努めるものとする。
- 3 市民及び事業者は、一般都市施設において、物品の放置その他の行為により市民の安全で安心な移動又は利用を妨げるものがないよう努めるものとする。
- 4 一般都市施設を管理する者は、物品の放置等その他市民の安全で安心な移動又は利用の妨げとなる事由を発見したときは、速やかに、当該妨げとなる事由を排除するために必要な対応を行うよう努めるものとする。

第6章 雑則

(国等に関する特例)

第29条 国等については、第4章の規定は適用しない。

- 2 市長は、国等に対し、特定施設の整備基準への適合状況その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。ただし、第3章、第4章、第29条の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲において、規則で定める日から施行する。

(社会環境の変化等に基づく所要の措置)

- 2 市は、社会環境の変化及びこの条例の規定の施行の状況その他のユニバーサルデザインのまちづくりの推進の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。